

世田谷区 子ども計画 後期計画

平成22～26年度

平成22年3月
世田谷区

はじめに

子どもがすこやかに育つまち世田谷をめざして

区民の皆さんが安心して地域で子どもを産み育てられるよう、「子どもは地域の宝」との思いのもとに、平成 17 年に「世田谷区子ども計画」を策定し、子ども施策に総合的に取り組んでまいりました。とりわけ、すべての在宅子育て家庭への支援や保育サービスの充実をはじめ、児童虐待防止への取り組みや産前・産後の支援の充実など、区民の目線に立った子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。

これまでの取り組みを踏まえ、「世田谷区子ども計画」後期計画では「子どもの視点」の重視を基本に、喫緊の課題である保育サービス待機児解消への取り組みを進めることはもとより、子どもの成長を支援する地域の拠点の充実や支援を必要とする家庭への継続的なサポートなどの重点取り組みをはじめとした今後5年間の取り組みをお示ししております。

子どもは、未来に夢を持ち、周囲の大人や仲間と関わりをもちながら自ら成長していく力を持っています。親は、家庭を守り子どもを健やかに育てる力を持っています。子どもや親が本来持っているこれらの力を発揮できるよう、地域社会全体が子どもの育ちや親の子育てをあたたく見守り支えていくことが大切です。

世田谷の未来を担う子どもたちの豊かな育ちのために、区民の皆さんのご理解やご協力のもと、安心して子どもが育つことができるよう地域の絆をさらに深め、地域ぐるみで「子どもがすこやかに育つまち世田谷」の実現に取り組んでまいります。

計画策定にあたり、お力添えを賜りました区議会および区民の皆さん、子どもに関わる支援者・団体等の関係者の皆さんに心より感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向け、今後とも皆さんの一層のご支援とご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

世田谷区長

くま もと のり ゆき
熊 本 哲 之

目次

●第1章 計画の策定	4
1 計画策定の趣旨	4
★1 計画策定の趣旨	4
★2 計画の位置付け	5
★3 計画の期間	6
2 前期計画の評価	7
3 後期計画に向けて	10
●第2章 基本的考え方	14
1 基本方針 「子どもの視点」の重視	14
2 基本目標	14
全体目標	14
☆ 子どもの成長	15
☆ 親の子育て力の発揮	15
☆ 地域の子育て力の向上	16
●第3章 重点取組み	18
1 子どもの保育環境の整備	18
2 支援を必要とする家庭のサポート	21
3 子どもの成長の支援	25
●第4章 計画体系	30
年齢別子ども施策	32
I 子ども支援	
1. 子どもの成長の支援	34
2. 次代を担う人材の育成～世田谷区教育ビジョン等との連携～	37
3. 子どもの保育環境の整備	42
4. 支援を必要とする子どものサポート	47
II 子育て支援	
1. 支援を必要とする家庭のサポート	52
2. 親の子育て力発揮への支援	57
III 環境づくり	
1. 子どもと親の健康づくり～健康せたがやプランとの連携～	61
2. 地域の子育て力の向上	65
3. 良好な環境の基盤づくり	71

●第5章 保育計画	74
★1 保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備拡充	74
★2 多様な保育サービスの提供	74
★3 子どもの視点に立った保育の質の確保と向上	75
★4 保育施設による地域子育て支援機能の充実強化	75
●第6章 実現の方策	76
1 計画の推進	76
★1 推進体制	76
★2 指標	77
★3 事業量	77
2 計画の評価・検証	79
3 関連実施計画	79
●第7章 資料	82
1 計画策定にあたっての検討	82
2 子ども計画後期計画への提案等（抜粋）	86
3 用語解説	88
4 世田谷区子ども条例	91

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

★1 計画策定の趣旨

世田谷区では、「子どもを取り巻く環境整備プラン」を平成11年に策定し、地域における子育て支援と子どもの育成支援を総合的、計画的に進めてきました。

子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み、子育てに夢や喜びを感じることができ、また子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、家庭、地域、学校、事業者など地域社会全体で、子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進する必要があります。

これらのことから区は、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現を目指して「世田谷区子ども条例」を制定しました。

「世田谷区子ども条例」の推進計画として、また、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法における世田谷区の行動計画として、平成17年3月に「世田谷区子ども計画」（平成17年度～26年度）を、子どもについての施策を進めていくための基本となる計画として策定し、10年間の集中的・計画的な取組みを示し、子どもが健やかに育つことができるよう取組んできました。

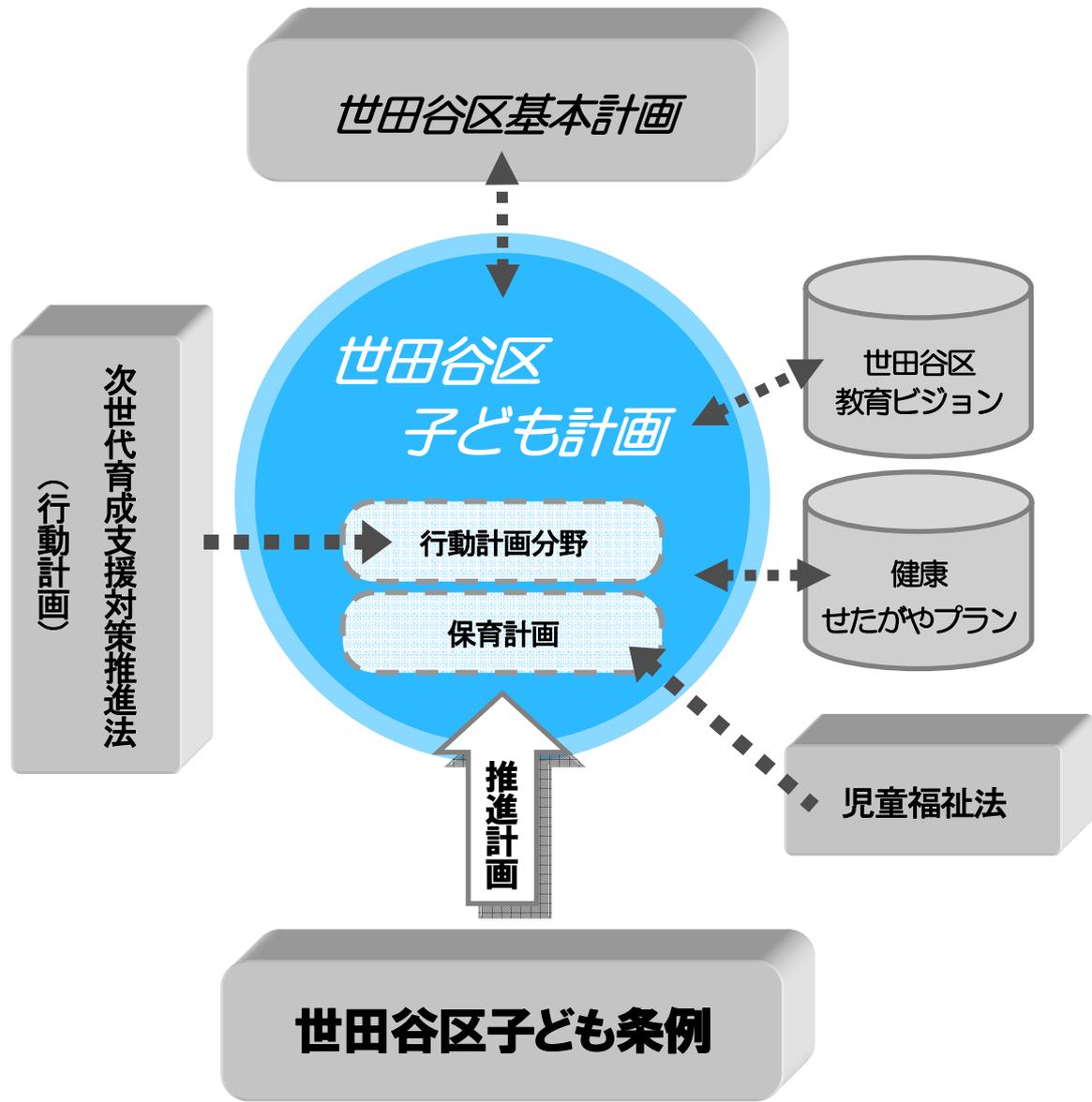
「世田谷区子ども計画」を策定してから5年、経済状況の悪化に伴う社会不安など、子どもを取り巻く社会状況の変化によるニーズの複雑化と増大への対応が求められています。

また、平成19年に国の「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」において示された少子化対策の2つの方向性である“仕事と生活の調和の実現”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”を車の両輪とした新たな対策も求められています。さらに、児童福祉法等の一部を改正する法律により、次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部が改正されたことを踏まえて、「世田谷区子ども計画」を見直し、これからの5年間の計画的な取組みを示すため、「世田谷区子ども計画」後期計画を策定しました。

★2 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。(条例第16条)
さらに、区の基本計画(平成17年度~26年度)の方向性を踏まえ、「世田谷区教育ビジョン」および「健康せたかやプラン」との連携を図っていきます。

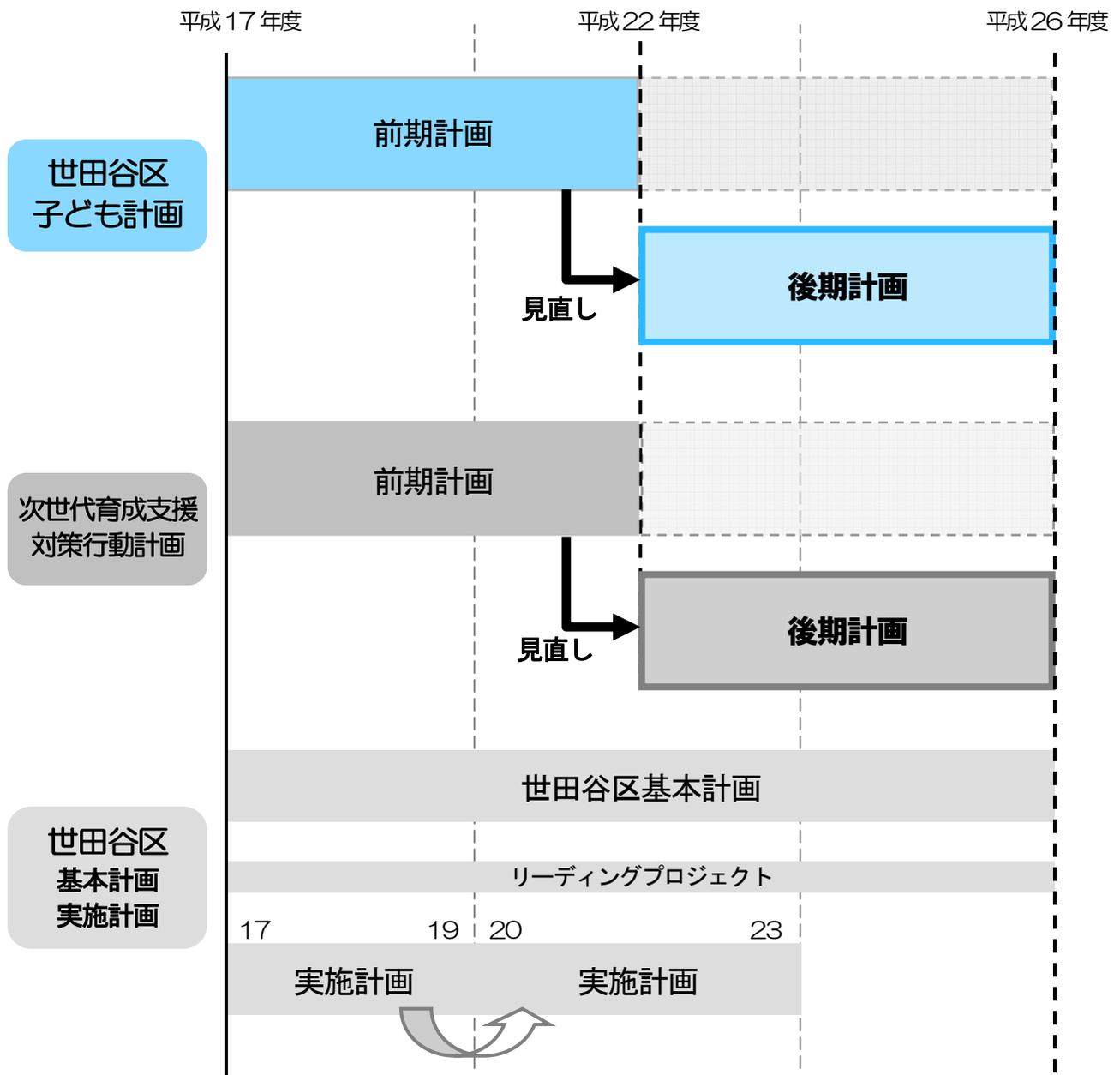
同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく世田谷区の行動計画及び、「児童福祉法」に基づく「保育計画」を含むものとします。



★3 計画の期間

「世田谷区子ども計画」の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、世田谷区の基本計画に合わせた計画期間として平成17年3月に策定しました。また、次世代育成支援対策推進法も同様に10年間の時限立法であり、整合性を図った計画期間とします。

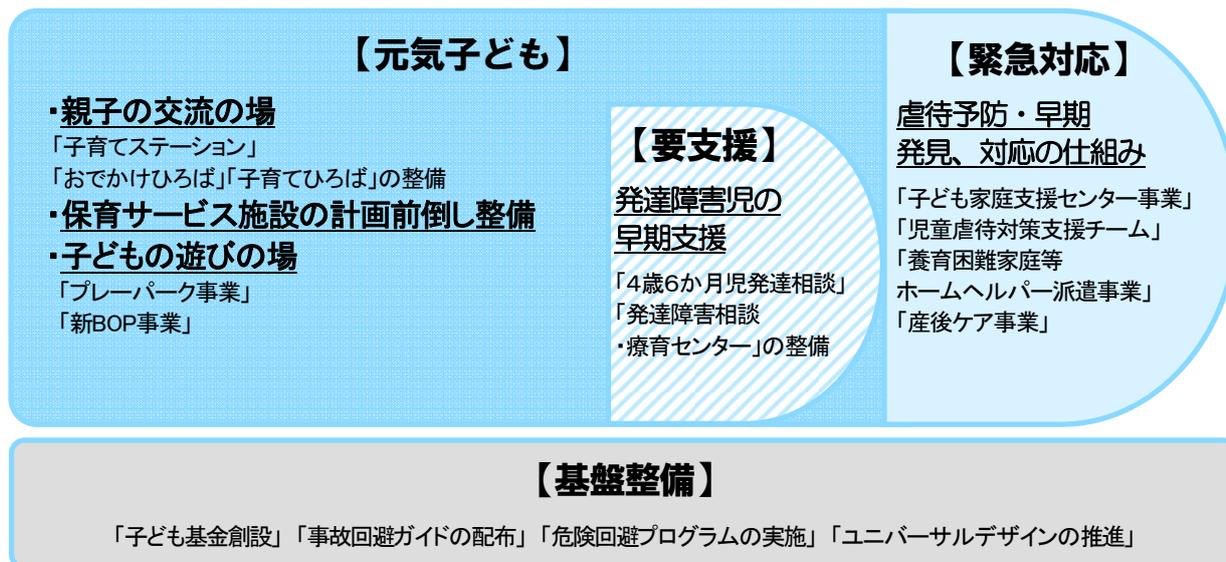
計画策定後の社会経済情勢の変化や次世代育成支援対策推進法の見直しに合わせ、平成22年度を初年度として新たに「世田谷区子ども計画」後期計画を策定しました。



2 前期計画の評価

「世田谷区子ども計画」前期計画では、以下のように特徴的な施策を「元気子ども」「緊急対応」「基盤整備」と大きく3つに分類し、課題解決にあたってきました。

前期計画の取組み



特色のある取組み

■ 元気子ども

在宅子育て支援を中心に施策を進め、子育てのストレスや不安を軽減し、子どもを育てる喜びや楽しさを実感できるよう、「子育てステーション」等を展開し、親子で気軽に外出できる場として好評を得ています。

また、全小学校における新BOP事業の実施により、学童保育待機児の問題は解消しました。

- ・ 「子育てステーション」「おでかけひろば」「子育てひろば」の整備
- ・ 保育サービス施設の計画前倒し整備
- ・ プレーパーク事業、新BOP事業（放課後子どもプラン推進事業）の実施

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
子育てステーション（か所）	-	1	2	3	5
子育てひろば、おでかけひろば（か所）	28	29	32	34	36
保育サービス（定員数）	8,045	8,258	8,672	9,090	9,392

※子育てステーションについては、平成22年4月1日開設を含みます。

■ 元気子ども（要支援）

身体、知的、精神の3障害に比べて、制度や取組みが大きく遅れている発達障害児への支援を推進するため、都内で初めてとなる事業等に取り組むとともに、専門施設を整備したことにより、今後、早期発見・早期対応の中核的な支援の役割が期待されています。

- ・ 4歳6か月児発達相談
- ・ 発達障害相談・療育センター「げんき」の整備

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
4歳6か月児発達相談			モデル実施 (北沢・玉川地域)	モデル拡充 実施(全区)	全区実施
発達障害相談・療育センター 「げんき」				開設準備	開設

■ 緊急対応

児童福祉法・児童虐待防止法の改正により児童相談業務の区の役割が明確化されたことを受け、各総合支所において子どもに関する総合相談を実施し、児童虐待対策支援チーム設置による相談窓口の支援を行い、児童虐待防止事業の基盤が整いました。この取組みは、先駆的な取組みとして評価され、平成19年11月に厚生労働省要保護児童対策模範事業表彰を受けました。

産後ケア事業は、国内初の専門施設による事業展開であり、武蔵野大学附属産後ケアセンター桜新町に委託し、心身ともに不安定になりやすい産後4か月未満までの支援を必要とする母と子を対象に、宿泊ケアや通所ケアを実施しています。24時間助産師が常駐し、子育て情報の提供や育児相談、育児技術の伝達、臨床心理士によるカウンセリングなどを通して、育児不安の早期対応と児童虐待を未然防止する役割を果たしています。

- ・ 子ども家庭総合相談、子ども家庭支援センター事業
- ・ 児童虐待対策支援チーム設置による地域支援
- ・ 産後ケア事業
- ・ 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
児童虐待対策支援チーム		設置準備	設置	実施	
産後ケア事業		開設準備	開設	運営	
養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業 (延べ派遣回数)	7,404	8,346	8,518	5,921	

■ 基盤整備

支えあいによる子育てを目指し、子ども基金の創設による自助・共助の仕組みを構築しましたが、寄付・応募ともに想定を下回っているため、今後PRに注力する必要があります。

安全で安心に子どもが過ごせるまちづくりに向けて、児童施設周辺のカラー舗装等により、児童施設周辺の安全が図られました。

事故回避ガイドや危険回避プログラムを活用することにより、子どもの育ちに応じた安全の取り組みが行われています。

- ・ 子ども基金創設
- ・ 事故回避ガイドの配布、危険回避プログラムの実施
- ・ ユニバーサルデザインの推進

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
子ども基金助成団体数	条例制定	8	19	21	19
危険回避プログラム (実施施設数)	99	100	102	100	100
既存道路のバリアフリー整備 (カ所)	43	143	116	59	61

※平成21年度は見込み数です。

3 後期計画に向けて

後期計画策定にあたっては、社会状況の変化とこの間の世田谷区の現状を鑑み、社会、地域、家族・家庭の現状と課題を整理し、新たに施策体系を組み直すこととしました。

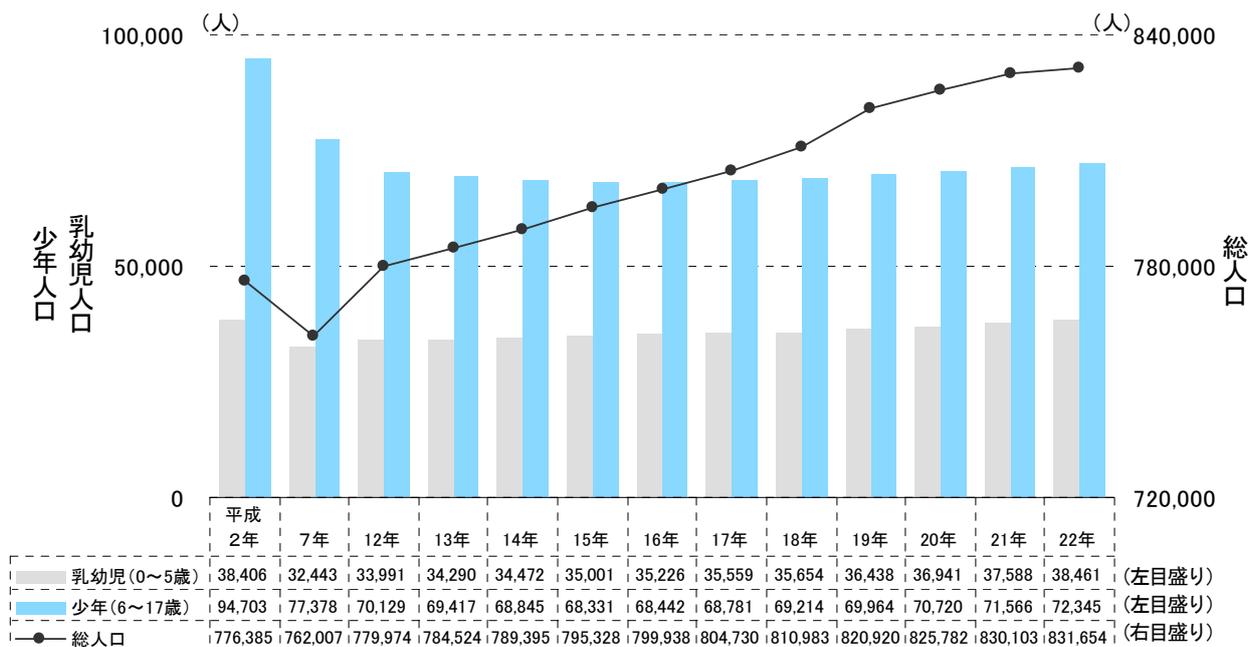
1 世田谷区の現況

(1) 人口の推移

世田谷区の総人口・児童人口ともに増加傾向

- ・ 平成22年1月1日現在の総人口831,654人、総世帯数432,941世帯
- ・ 乳幼児(0～5歳)の人口 35,001人(平成15年) → 38,461人(平成22年)
- ・ 少年(6～17歳)の人口 68,331人(平成15年) → 72,345人(平成22年)

■ 乳幼児、少年人口と総人口の推移 (各年1月1日現在)



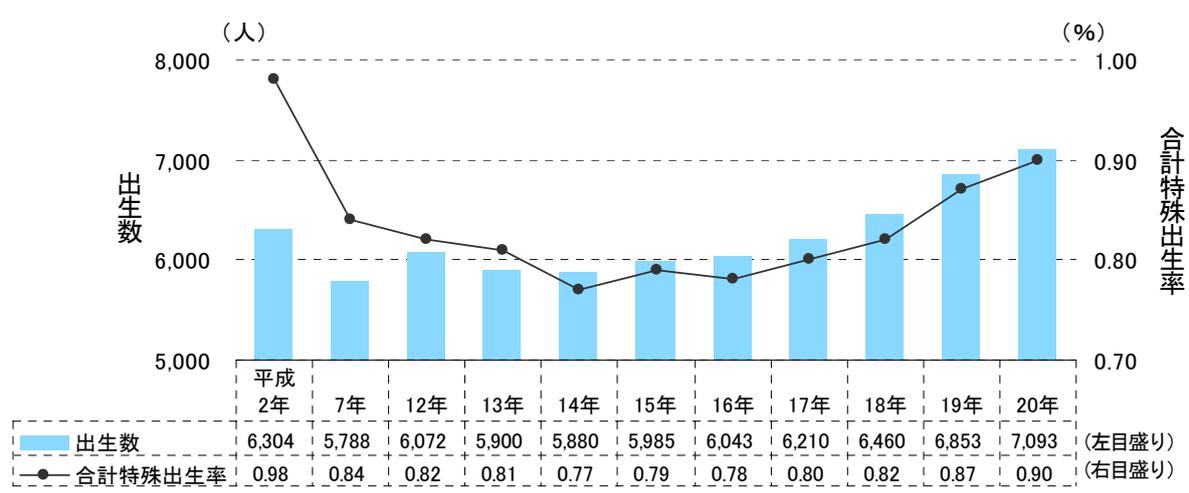
「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

(2) 出生・出産

合計特殊出生率、出生数ともに平成14年度以降増加

- ・ 出生数 5,880人(平成14年) → 7,093人(平成20年:23区で一番多い)
- ・ 合計特殊出生率 0.77(平成14年) → 0.90(平成20年)

■ 年次別出生数と合計特殊出生率の推移

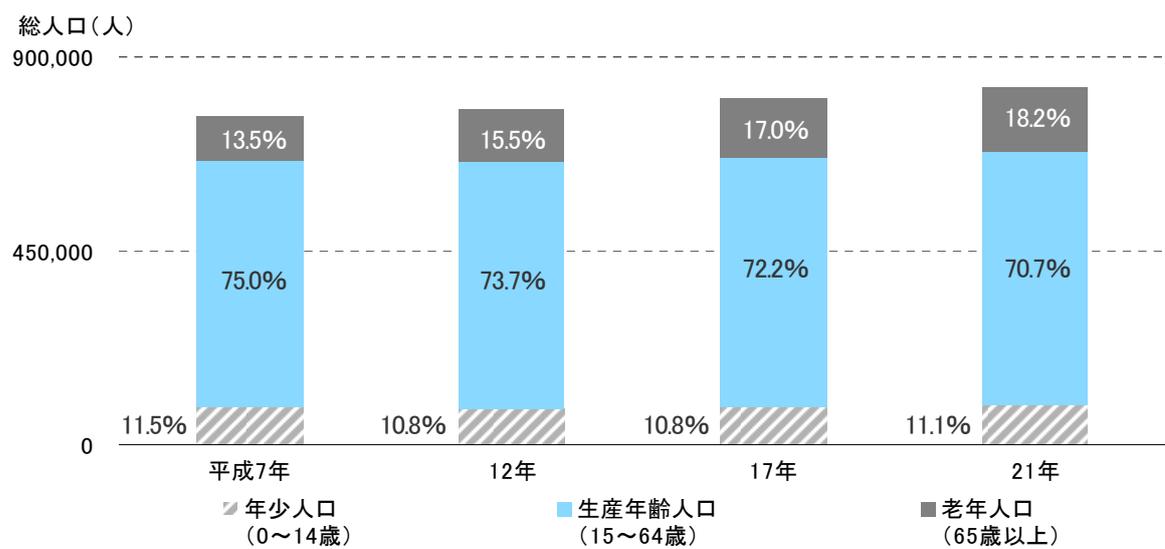


「世田谷の地域保健(平成21年度版)」(世田谷区)より作成

(3) 人口・世帯構成の変化

■ 年齢3階層別人口の推移

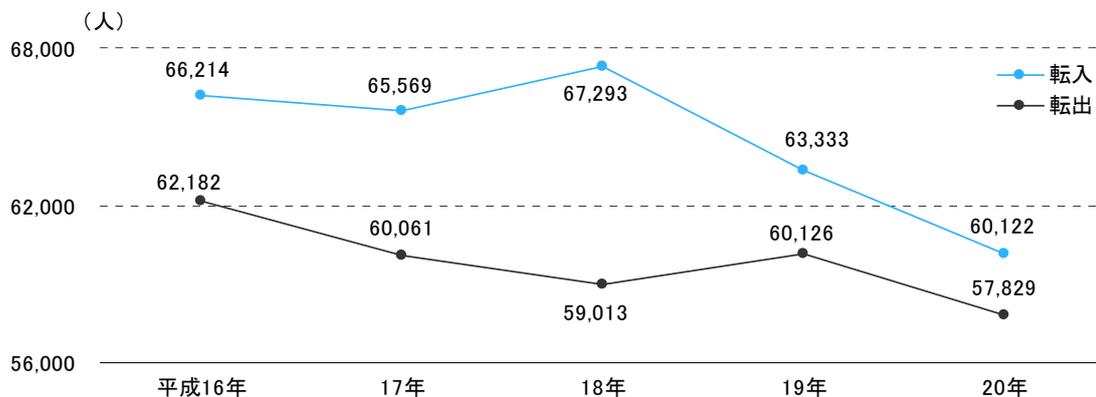
年少人口比率は、ほぼ横ばいとなってきていますが、老年人口比率が徐々に増加する傾向にあります。



「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

■ 転入・転出者数の推移

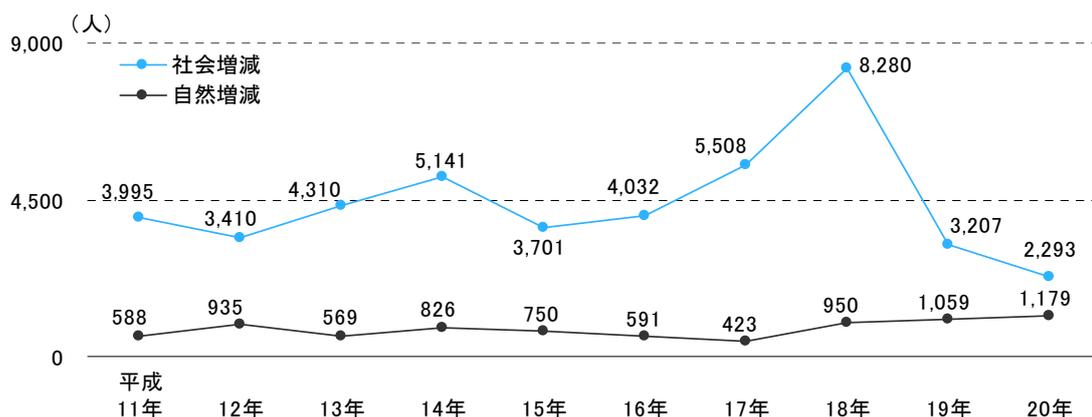
転出者より転入者が多く、転入超過傾向が続いており、人口が増加しています。



「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

■ 人口の自然増減と社会増減の推移

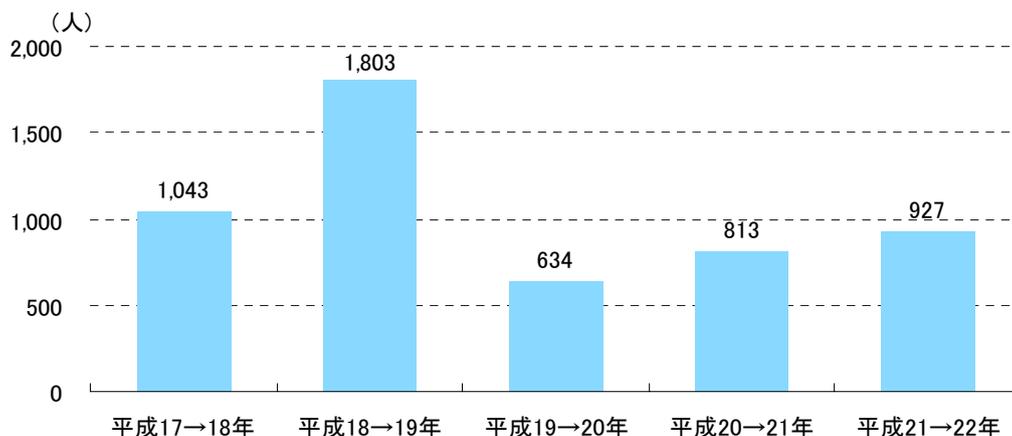
自然増減(出生と死亡の差)よりも社会増減(転出と転入の差)による増加が上回っています。



「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

■ 0～17歳人口の1年後の増減の推移

0～17歳の人口は増加傾向にあり、子どもを含む世帯の転入増等によると考えられます。



※各年1月1日現在の増減。0～17歳が翌年、1～18歳になったときの人口の増減。

「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

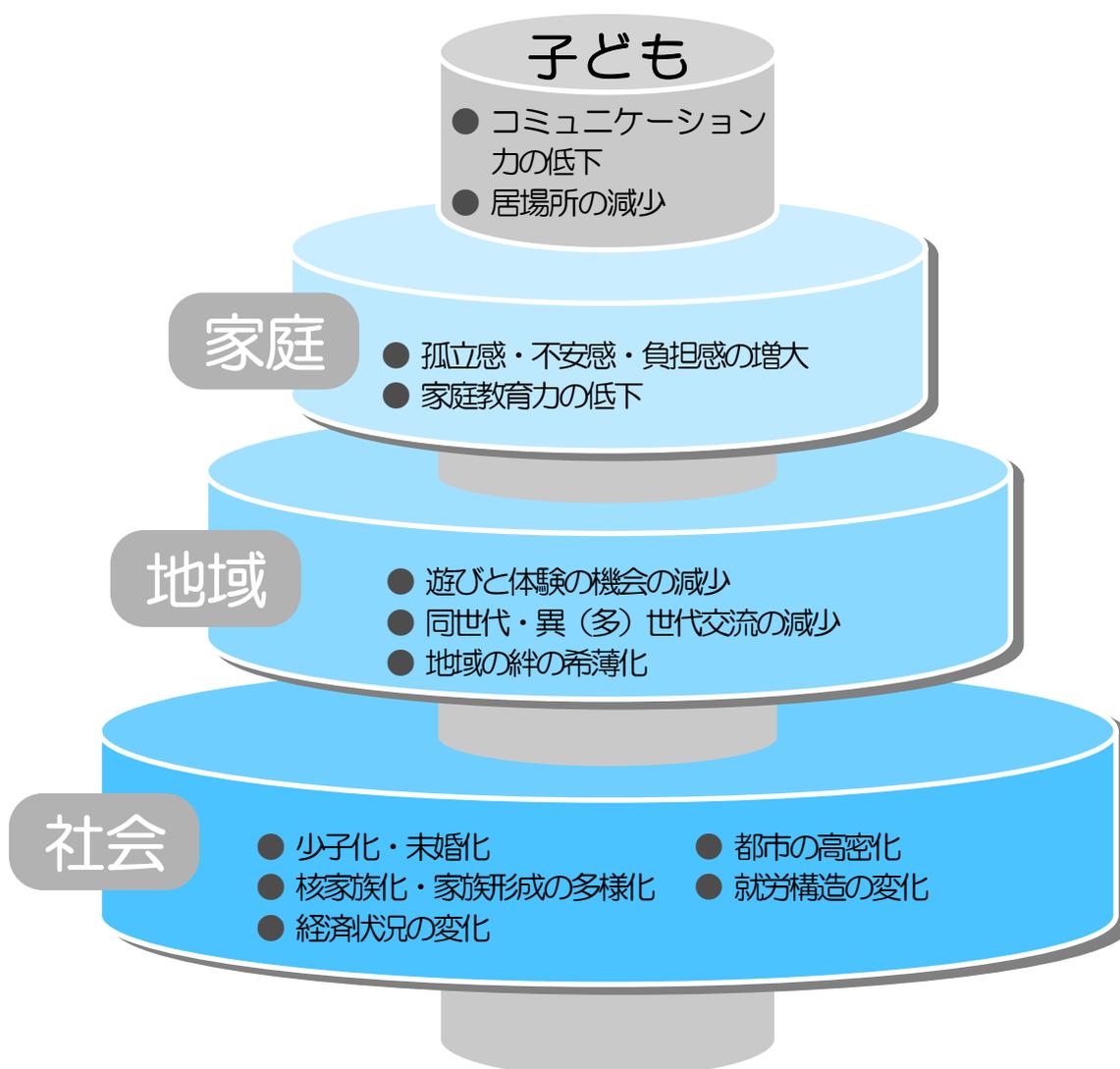
2 後期計画策定に向けた問題意識

経済状況の急激な変化、ライフスタイルや価値観の多様化、非正規雇用や短時間就労等の就労形態の変化など、子どもを取り巻く社会は大きく変化しています。

世田谷区は、出生数の増や子どもを含む世帯の転入増等により、子どもの人口は微増しているものの、一方では未婚化や少産化という少子化の要因があるため、区の人口に占める年少者の割合が少なく、依然として少子化の状況にあります。

核家族化を背景として、子育てに対する不安感・負担感の高まりや家庭の教育力等が低下してきています。さらに、身近な地域のつながりが希薄化しており、子育て家庭の孤立化など子どもと家庭を取り巻く環境の変化が生じています。

地域では都市の高密化に伴い、子どもの居場所が少なくなっていることや、情報化の進展等に伴い外遊びの機会が減っていることから、子ども同士の遊びや体験を通じたコミュニケーション力が低下するなど子どもに関するさまざまな課題が生じています。



第2章

基本的考え方

1 基本方針 「子どもの視点」の重視

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。(世田谷区子ども条例前文抜粋)

「世田谷区子ども条例」は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことができるまちをつくることを宣言し、平成14年に制定されました。

「世田谷区子ども条例」の推進計画である「世田谷区子ども計画」後期計画では、条例の考え方に則り「子どもの視点」の重視を基本方針と定めます。

2 基本目標

「世田谷区子ども計画」後期計画では、全体目標を定め、その達成を目指して、子ども、親、地域における目標を次のように定めます。

全体目標

すべての子どもが「自分は愛されて(大切にされて)いる」と感じられる家庭的な養育環境を、保護者・地域・行政が協働して整える。

- ・ 子どもや親が本来持つ力が発揮できない環境にある場合には、本来の力を発揮できるようになるまで、適切な支援を行う。
- ・ 子どもの視点に立った適切で質の高い支援を行うために、子どもの支援に関わる人の持つ力を十分に発揮できるよう、情報共有や人材育成を行う。
- ・ 子どもや親の課題解決には、早期の発見や継続的支援が重要であることから、子どもや親、子育てに関わるすべての人に対する相談機能を充実する。

☆ 子どもの成長

子どもが本来持っている自ら成長し育つ力を伸ばしていきます。

▶ 子どもの力

- ・ 自分を大切にする力
主体的に活動し、自信を育てていく
- ・ かかわる力
大人や仲間とかかわり、社会的存在として育つ
- ・ 体を育む力
思う存分体を動かし、自ら健やかさを育む力
- ・ 未来を夢見る力
未来に夢をもち、学び、考えようとする力

☆ 親の子育て力の発揮

子どもとともに親も成長し、子どもを育てる力を高めていきます。

▶ 親の力

- ・ 生活基盤としての家庭をつくる力
生計を立て、衣食住を確保し、暮らしを維持する
- ・ 安心空間としての家庭をつくる力
子どもが情緒の安定を得られる家庭の環境・親子関係をつくる
- ・ 子どもの生活習慣を育む力
子どもが生活する力を得られるよう、その習慣に配慮する
- ・ 「生きるモデル」となる力
最も身近な大人として、自ら責任を果たし、自己実現に努力する姿を見せる

☆ 地域の子育て力の向上

保護者、地域、行政が協働して、地域で子どもを育てる力を高めていきます。

▶ 地域之力

- ・ 地域で子どもを育てる力
地域社会全体で子どもを育てるという意識を持ち、子どもの育ちを見守る
- ・ 次代につないでいく力
地域社会における世代間交流により、地域之力を次代につないでいく

